**第42回大阪府人権施策推進審議会　議事概要**

**（開催要領）**

日時：令和３年12月20日（月曜日）午前10時から11時30分まで

会場：大阪府庁新別館北館　4階多目的ホール

出席委員：善野会長、有村委員、内田委員、小野委員、金光委員、志水委員、新ヶ江委員、毛利委員

（計8名）

**（議事次第）**

1. 開会
2. 議題
3. 「大阪府人権施策基本方針の変更について」
4. その他

３．閉会

（議事録概要）【◎：会長の発言　○：委員の発言　●：事務局等の説明、応答等】

◎会長

　会議次第に従い、議事を進行してまいる。それでは、議題１の大阪府人権施策推進基本方針の変更について、事務局より報告をお願いする。

●事務局

　大阪府人権施策推進基本方針の変更について、報告する。

　はじめに、大阪府人権施策推進審議会から府知事への答申につきましては、前回の審議会以降、軽微な変更は会長に一任をいただいていたが、細かな部分について、調整させていただき、令和３年８月６日付けで、府知事に提出したところ。

　答申を受け、府では大阪府人権施策推進基本方針の変更案について、令和３年８月11日から９月10日までの間、府民の意見を募集するパブリックコメントを実施した。

パブコメ期間中に団体を含み、８名の方から延べ15件のご意見・ご提言をいただいた。

　意見の内訳は、

「第２大阪府における人権をめぐる状況　３取り組むべき主要課題」で　７件

「第３人権施策の基本方向」３件

「第４推進にあたって」３件

その他　２件

であった。

　パブコメ期間終了後、大阪府人権尊重の社会づくり条例第５条第２項の規定により、パブリックコメントを踏まえた変更案に大阪府人権施策推進審議会の答申を添えて、令和３年９月21日に大阪府知事から大阪府議会議長あて送付した。

　大阪府知事は、令和３年９月定例会の開会日である９月29日の本会議において、議会の意見を聴いたうえで基本方針を変更する旨を述べられた。

　府議会では、本会議の場で２度、討議が行われたが、府議会からは変更案に対する修正等の意見はなかった。今月17日をもって９月定例会は閉会し、条例で定める府議会の意見を聴くという手続きを終えたので、今後、変更のための事務手続きを速やかに行う予定としている。

　資料１をご覧いただきたい。

　前回の審議会にお示しした変更案を右欄に記載し、左欄には８月11日から９月10日まで実施したパブリックコメントを踏まえ修正した変更案を記載している。この案でもって、議会の意見を聴くため、知事から議会に送付した。

　前回審議会にお示ししたものから変更した部分についてご説明する。

　変更箇所には下線を引いている。

　１ページをご覧いただきたい。

　第一段落、上から３行目から７行目にかけての部分ですが、大阪・関西万博の記載部分にSDGｓの視点を加筆し、万博開催都市として、SDGsの１７ゴールの達成をめざすことを明記した。

　三段落目に「お互いを認め合い」を追記した。

　下から７行目、人権３法の記述の後に、大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行を追記している。

　３ページをご覧いただきたい。

　上から５行目、本人が選ぶことが出来ない事柄の例示の部分は、性別、性的指向、障がいの有無・・・とする案を前回の審議会でお示ししていたが、この部分については、審議会でのご意見を踏まえ、性的指向とあわせ、性自認を追記することとした。

　４ページをご覧いただきたい。「第２　大阪府における人権をめぐる状況」「１　国内外の人権尊重の潮流」の中ほどより少し下の部分は、冒頭、「はじめに」の部分で、SDGｓの視点を加筆したため、SDGsにかかる記述を少し修文した。

　８ページをご覧いただきたい。

　（６）外国人の人権について、パブリックコメントにおいて、いわゆるヘイトスピーチの問題は提起されてから長い時間が経過しているため、７行目の「近年では」という書き出しの部分は再考いただきたい。との意見を踏まえ、修正した。

　13ページをご覧いただきたい。

　生活困窮（貧困）をめぐる人権課題の第一段落を修文した。

　15ページをご覧いただきたい。

　人身取引の説明部分を国の記述に沿った形で修文した。

　21ページをご覧いただきたい。

　最後の部分、「３　企業、ＮＰＯ等との連携」は、パブリックコメントにおいて、昨今、SDGsへの社会的関心が高まり、また、昨年、日本においても、ようやく「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されたことから、内容を充実すべきとの意見を踏まえ、「ビジネスと人権」に関する行動計画などの動きについて記載した。

　以上、簡単ではあるが、基本方針の変更案について、前回、審議会にお示ししたものから変わったところについて、説明させていただいた。

◎会長

　ただいま事務局から大阪府人権施策推進基本方針の変更についてご報告いただいた。お気づきの点があれば伺う。

○委員

　21ページの３、企業・ＮＰＯとの連携の部分に追加されている、下から４行目の「人権デュー・ディリジェンスの導入」というところ。その前の「ＣＳＷ」については何の略かを書いているので、意味はつかめるが、この「人権デュー・ディリジェンス」については、用語の説明とかを入れていただくことは可能か。

●事務局

　「人権デュー・ディリジェンス」活動とは、企業活動における人権への影響、特定、予防、軽減、対処を行うこと、と国の文書に説明がある。今回は、この国の説明のままでいこうと考えている。

○委員

　「デュー・プロセス」と言う言葉は「適正手続」として一般的に社会に浸透している言葉ではあると思うが、「人権デュー・ディリジェンス」はなかなか耳慣れない言葉なので、国が使用しているから、と言うのはいかがかと思う。もう少し説明してもらいたい。

●事務局

　今、委員からも御指摘があったとおり、この「人権デュー・ディリジェンス」という言葉はあまり知られてない言葉であり、国が使用しているのは確かであるが、注意書きを参照するような形で説明を追加することを検討する。

◎会長

　用語というものは社会に浸透するまでに一定の期間が必要なもの。変更案として検討するという回答。

　今回は報告事項と言うことで「審議」ではないが、この場で質問があれば発言願う。

○委員

　３ページのところ、「性的指向」「性自認」のところが変更されている。「性自認」という文言が入った経緯について、資料４を見ても「性自認」というのは出てきていないので、どうしてこうなったのかを確認させてほしい。

●事務局

　資料４をご覧いただきたい。前回の審議会にて、３ページのところ、性別の後に「性的指向」という表現を原案でお示ししたが、その時に「性的指向」よりも「性的要因」という言葉の方が良いのではといったご意見の一方で、「性的要因」は少し曖昧な感じがするという意見もあった。国が使用する表現や社会的な使われ方としては「性的指向」「性自認」という二つを、対にして使用していることを踏まえ、今回は「性的指向」だけでなく、「性自認」を追加した次第。

◎会長

　これについては、事務局から相談を受けた。現在、「指向」と「自認」と言う二つの言葉を明記する必要があることから、「性自認」という言葉が抜けている、という指摘をした。また、このときの発言にあった「性的要因」という言葉が、あまりまだ頻出している用語ではないということも踏まえた。

　他にご意見は無いようですので、次に、｢大阪府人権教育推進計画の点検｣についての審議に移りたいと思う。事務局に説明願う。

●事務局

　「人権教育推進計画の点検」について、説明させていただく。

　資料２「大阪府人権教育推進計画の点検について」をご覧いただきたい。

　まず、大阪府の人権施策の推進に係る体系における「大阪府人権教育推進計画」の位置づけについて説明させていただく。

　大阪府では、平成10年に制定した「人権尊重の社会づくり条例」及び平成13年に、条例の具体化のために定めた「大阪府人権施策推進基本方針」に基づき、人権施策を進めてきた。

　人権施策推進基本方針では、人権施策の事本方向として、「人権意識の高揚を図るための施策」と「人権擁護に資する施策」の２つの施策について定め、人権教育推進計画は、そのうちの「人権意識の高揚を図るための施策」の推進計画として、平成17年に策定したもの。

　また、この推進計画は、それと同時に、平成13年に定めた「人権教育のための国連10年大阪府後期計画」（計画の目標年次は平成16年）の成果と課題を継承するものとして、さらに、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が定める地方自治体の責務を果たすための基本計画としての性格も合わせ持つもの。

　その後、平成27年に、10年間の計画期間の満了に伴い、人権教育推進計画の改定を行った。

　現行の推進計画では、計画期間の設定は行わず、推進計画のその後のフォローアップ、点検については、「個別具体の施策の実施状況は、毎年度、「大阪府人権施策の状況（人権白書）を取りまとめ公表する」、「国連や国の動向、府民のニーズや社会情勢の変化、法令・制度の変化等に対応するため、３年ごとに内容を点検する」とした。

　資料の右側をご覧いただきたい。

　推進計画の３年ごとの点検を、平成30年度に実施した。

　点検の概要は、人権3法の制定の動きなど、この間の人権をめぐる状況を反映させるとともに、計画期間満了後の改定にあたっての考え方を記載している「推進計画の改定」の章立ては削除し、そこでの考え方は、「推進計画」の章立てのところで反映させるというもの。

　また、平成30年度に開催した人権施策推進審議会では、推進計画において、「公務員は、人権擁護に深く関わる仕事に従事しており、公務員に対する啓発の重要性を強調することが必要」、また、「人権研修の効果を、どのように確認していくのか、その考え方や留意点を記載することが必要」といった意見が出された。

　一方、当時、人権局において、人権尊重の社会づくり条例の改正、また、人権施策推進基本方針の変更を視野に入れた検討を進めていたため、平成３０年度に実施した点検内容については、条例及び基本方針の改正後に、今回、実施する令和３年度の点検とあわせ、推進計画に反映させることとした。

　次に、今回の審議会においてご意見をいただきたい推進計画の点検のポイントとして、6点を挙げている。

　１点目は、今般の人権施策推進基本方針の変更内容が反映されているか。

　２点目は、昨年度実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果を踏まえて、取りまとめた今後の取り組みの方向性が記載されているか。

　３点目は、「この間の人権をめぐる状況の特徴」が、現状を踏まえたものとなっているか。

　４点目は、基本方針における施策の方向性について、「この間の取り組みとその評価」の記載が適当なものとなっているか。

　５点目は、SDGsの動きや人権教育のための世界計画　行動計画の第４フェーズへの移行など、最新の国際的な動きを踏まえた記載となっているか。

　６点目は、平成30年度に審議会から出された意見が反映されているか。

　なお、全体の構成にかかる変更点としては、先ほど「平成30年度に実施した点検内容」のところで触れたように、「３　推進計画の改定」の章立てを削除することとしている。

　今後のスケジュールについては、審議会からいただきました意見をもとに、所要の変更・見直しを行い、パブリックコメントの手続きを行い、令和３年度内の改定を考えている。

　それでは、つづいて、資料３「大阪府人権教育推進計画の改定」をご覧いただきたい。変更箇所については、下線と網掛けを付している。

　資料は、左側に、今回の点検後の改定案を、右側に、現行の計画を記載している。また、改定案の左側に、(1)から(6)の数字を付しているが、この数字は、資料２にある「今回の点検のポイント」の番号と符合している。

　１ページの２段落目の「一方、から」からの部分は、人権教育のための行動計画の第４フェーズへの移行に伴う期間及び人権教育の定義が修正されたことによる修正である。

　つづいて、５ページをご覧いただきたい。２段落目の「中でも、から」からの部分は、当時の審議会から出された「人権擁護に深く関わる仕事に従事する公務員に対する啓発の重要性を強調する」との意見を反映し、「人権侵害はあってはならないものであるとの意識を常に持ち、」の部分と「強く自覚し」の「強く」の部分を追記している。

　５ページの「２　これまでの取組と評価」の冒頭１段落目、２段落目は、国連における人権教育のための行動計画の第４フェーズへの移行やSDGｓ採択の動きを反映している。

　同じく５ページの下から４行目は、この間の人権３法の制定の動きを、また、６ページの２段落目は、「人権尊重の社会づくり条例」及び基本方針の改正時期をそれぞれ記載している。

　６ページの最終段落は、平成１７年策定の推進計画では、施策の推進方向として、「人権が尊重される社会基盤の構築」と「人権教育の推進」の２つを掲げていましたが、現行の推進計画では、「人権教育の推進」、「人権教育に取り組む指導者の養成」、「府民の主体的な人権教育に関する活動の促進」、「人権教育に関する情報収集・提供機能の充実」の４点を施策の方向としていることから、それを踏まえ、修正を行っている。

　７ページの（人権教育の推進）の１段落目、１段落目は、令和2年度に実施した「人権問題に関する府民意識調査」の結果から見えてきたことを踏まえ、とりまとめた「今後の人権施策の取組み方向」の４つの方向性を記載している。

　同じく７ページの３段落目の「特に、から」からでは、先ほども触れた人権擁護に深く関わる仕事に従事する公務員に対する啓発の重要性を強調する必要があるとの審議会委員からの意見を反映させている。

　そのほか、基本方針において施策の方向として示している「人権教育の推進」以外の３つの施策の方向、「人権教育に取り組む指導者の養成」、「府民の主体的な人権教育に関する活動の促進」、「人権教育に関する情報収集・提供機能の充実」について、それぞれ小見出しを追記し、内容を整理している。

　つづいて、８ページでは、右側の現行計画では、「人権問題に関する府民意識調査」の部分はこの位置に記載していたが、点検後では、７ページの（人権教育の推進）の冒頭のところで記載することとした。

同じく８ページの右側の現行計画で記載している、この間の人権をめぐる状況の特徴については、今回の基本方針の変更内容を踏まえ

　・人権問題が複合的に発生

　・生活困窮（貧困）をめぐる人権課題が進行

　・情報化社会の進展による差別や人権侵害の拡大が進行

の３項目について整理した。

　９ページは、現行計画の「〇人権尊重の取組が前進」のところで記載している内容については、５ページ左側の点検後（案）の「２　これまでの取組と評価」の冒頭に記載することとした。

　同じく９ページの現行計画の「３　推進計画の改定」の項目は削除するとともに、計画の改定にあたっての３つの留意点は、10ページ左側の「３　推進計画」において、計画推進にあたっての留意事項として、記載することとした。

　11ページの「３－1 人権教育の推進」の（１）家庭、学校、地域、職場等における人権教育の取組に対する支援では、「この間の人権をめぐる状況の特徴」を踏まえ、インターネット上の人権侵害を防ぐための取組を進めることを追記している。

　13ページの（４）多様な文化や価値観を持つすべての人々が共生できる人権教育の推進では、基本方針の変更を踏まえ、SDGsの達成が求められる中、２０２５年大阪・関西万博の開催を控え、国際都市にふさわしい環境を整備していくことが、喫緊の課題となっていること、ヘイトスピーチを許さない社会機運の醸成とともに、性の多様性の理解増進に資する教育・啓発を進めることを追記している。

　14ページの(５)人権研修の推進・促進では、平成30年度の点検の際に、審議会から出された意見を踏まえ、「人権研修の効果検証にあたっての得られた効果を評価し、改善策を検討することで、より効率的・効果的な研修となるよう留意する」と追記している。

　ここで、事前に委員の方にご説明した際、ご指摘をいただいたご意見について紹介する。

　一つ目、８ページをご覧いただきたい。生活困窮（貧困）をめぐる人権課題の進行のところ。今後、予想される生活困窮（貧困）の広がりとあるが、これについて、今後のことではなく、すでに生活困窮(貧困)の状態に陥っている人もいる、実態とあっていないのではないかとのご意見をいただいた。

　また、二点目、11ページの（１）家庭学校地域職場等における人権教育の取組に対する支援のところ、網掛けをしている「とりわけの部分」ですが、被害者にも加害者にもならないようにとの表現、加害者にならないという事は大切ではあるが、被害者にならないと思っていても被害者になってしまう現実があるため、ひとくくりに被害者と加害者を記載することは適切ではないのではないとのご意見があった。これらの点について、皆様のご意見をお聞かせいただきたい。

◎会長

　委員の皆様からご質問、確認などあれば。

○委員

　今の指摘は私が行ったもの。11ページの「被害者にも加害者にも」という、少なくともここの表現は問題じゃないかと思った。重要なのは「加害者にならない」ということであり、いわゆるメディアリテラシー等の問題も「加害者となってはいけない」ということが重要であって「被害者」というのは、要は「本人に何の落ち度もないのに、ヘイトスピーチなどを言われることがある」ということであって、やはり「加害者にならない」ということを重視すべき。もちろんネットだと思わぬ誤解を招くこともあるので、その発信には注意するように、というふうな文言はあっていいと思うが、やはり「被害者にならないよう注意する」と言うのは変な表現であり、「被害者になったことに責任がある」かのようにも取られかねない表現は、問題という気がした。「加害者にならない」ということを重視すべき。

　また、８ページの「蔓延したことに伴い、我が国の経済は停滞した状況を見せ始めています。」という表現、基本方針のところにその表現が入っていて、私はその時も「我が国の経済はずっと前から停滞しているのではないか」と意見したが、基本方針については、「これは報告」なので、しょうがないと思ったが、これから作る計画であれば、「やはり蔓延したこともあって現在停滞している、既に生活困難・貧困の問題もますます広がる恐れもある」という気がして、指摘させていただいた。

◎会長

　11ページについて、「被害者」と「加害者」を同じように定義することは適切でなく、「加害者にならない」ことがまず明記されるべきではないかというご意見。８ページに関しては、「現実・事実」と、「今後予想されること」という点で、実態とそぐわないのではないかというご意見。このほかにもご質問・確認以外でもご意見があれば。

○委員

　先ほどのご提案に関しては全くその通り。「加害者向けの」という言葉が良いと思う。ほかに２点ほど、意見を言わせていただく。１点目は７ページの人権教育の推進について、人権意識調査の結果を踏まえたということで、点検のポイント(2)が反映されているのはここだけと思う。この四つの方向性は確かに人権意識調査から出てきたものであるが、その前提として、やはり前回の人権問題に関する意識調査からは「学習経験が非常に重要だ」ということが調査結果から明らかになっているので、人権問題に関してしっかり学習していくことが課題の解決であったり、人権意識の向上に不可欠ということは、人権意識調査をやった結果から言えることを追記する、あるいは強調すれば、文章の繋がりがもっと良くなるのではということが１点。もう１点は、14ページ。その真ん中ぐらいに追記されているところ。研修の実施後に、効果を検証する必要がある、これは非常に重要な指摘だと思うし、私もやってもらいたく思っている。しかしながら、「効果的な研修となるよう引き続き留意します」と言うこと表現では弱く、具体化が進んでないという印象を受ける。効果検証手法を示すなり、作るなり、しっかり検討して導入していくという形を進めていってもらいたい。この1点と関連して、公務員であったり教職員であったり警察職員に対しての人権研修の項目が並んでいるが、こういう人たちに対する研修が重要であることは、ここでも書かれているが、そう考えると、先ほどの効果検証の視点がすごく重要になってくる。府民が、いったい人権に対してどう考えているのか、どんな人権意識を持っているのか、については、府民意識調査をやって課題・現状を把握し、そしてそれを効果的な啓発に繋げていくというのは、もう既に実施している。同様に、公務員であったり教職員であったりの「人権」、「人権に対する意識」はどのようなものであり、これを把握した上で、効果的な研修を進めていくことが求められる。効果的な研修をやるためにも現状把握が必要。近年だけでも京都府や新潟、鹿児島、福岡、三重など、府県レベルで教職員の人権に関する意識調査をやっている。「調査票を配布して書いてもらう」のではなくて、「Ｗｅｂ上で回答する」ことができる仕組みがどこでも整っている。そんなにお金をかけずにそういう把握ができ、「こういう課題があるからどんな検証していくことが必要なのか」ということを捕まえることができる。ぜひそういうことを、やってもらえれば、この後も教職員や公務員に対する人権研修はより効果的なものになるのではないか、そういったことも少し取り上げてほしい。

●事務局

　インターネットの部分、11ページのところで「被害者」という言葉が不適切ではないかというご指摘をいただいたが、「被害者」という言葉を削除することには異論はないが、「被害者」という言葉を入れた意図をご説明させていただくと、実際に例えばFacebookなどで名前や顔を出している方もいるが、やっぱり安易にプライバシーを、インターネット上に公開する、もしくはクローズの世界であったとしても例えばプライベートの写真を出すなど、そういったことをすると、思わぬ被害者になってしまうケースもある。そういったことを防ぐために、まず出来るだけ若い頃からそのあたりを、リテラシーの向上を図っていくべきではないか、という意図を持って書いたもの。もちろん書きぶりが伝わらないということであれば書き直すことも当然有り得ることだと考えている。

　加えて、７ページで府民意識調査を踏まえた四つの方向性を今回記載させてもらったが、その前提となる具体的な事象における忌避意識や、人権上問題あるか否かの認識は、学習経験によって大きな差があるというのが今回の調査結果で、明らかになったことであるので、指摘を踏まえて、その点記載をさせてもらいたい。また、14ページ・15ページの研修の効果検証と公務員・教職員に対する人権研修の人権意識の現状の把握について問題提起をいただいた。「より効率的効果的な研修となるよう引き続き留意します」という表現では少し弱いのではという御指摘だったので、どういう表現ができるか、どういう取り組みができるのかということについては、少し時間をいただいて、またご相談させてほしい。

◎会長

　11ページの「被害者にも加害者にもならないように取組を進めます」と言う言葉を加えた意図についての説明があった。「被害者にならないためのネットリテラシー」と言うことも、今後の取り組みであることも確かであり、このことについて誤解のないような表現を、ということであって、たちまちこれを削除することを求めているというご意見ではないように感じたが、委員、いかがか。

○委員

　つまり、情報発信に気をつけましょうということ、それこそ「ネットリテラシー」と言う言葉の中に含まれており、それを言うことは大事だが、それでもやはりこれでは伝わらないのではないかという気がする。つまり、ネット上の人権侵害も大きな問題であり、やはり一般的に言われているのは、匿名なので「ばれないだろう」と思って、普段言えないようなことも言ってしまう、まさにそれが「加害者」ということ。だから「それはやってはいけないのだ」ということがまず一番重要なことであり、人権保障という観点では、それにプラスして、プラスと言うか並列でいいと思うが、ネット上ではプライバシー情報がどう利用されるかわからないという危険もあるので、安易にプライバシーを記述したりしないように発信に気をつけましょうと。そういうような記述にした方がわかりやすいのではないか、伝わるのではないかという気がした。

◎会長

　いただいたご意見は、大きく対立するものではないということを理解していただけたと思う。今後の発信者になる機会が多いことも府民の皆様にしっかりとお伝えしていきながら、という視点で、そこのところをむしろ強調したり、併記ではないところで付記していただくということの貴重なご意見を賜った。

　せっかくの府民意識調査、膨大な資料と今の最新の実態把握を受けて学習経験に差があることが明らかになったこととか、あるいは今後、それを生かした研修の推進、公務員・教職員・警察職員・福祉云々という形で、研修の推進の対象について整理しているので、今後、アンケート等でこの研修がどう効果的に進められたかという点についても、検証していくといったところまで表記が可能なのかどうか。この後、これを踏まえて、計画の点検に活かせていただけたらと思う。

○委員

　11ページ。この審議会で話し合ってきた、基本方針で掲げている二つの基本理念、「１人１人がかけがえのない」というところと、「誰もが個性や能力を活かして自己実現を図る」ということは、やはり示していただきたいと思う。特に１点目は、いわゆる今までの「差別のない社会を実現しましょう」は比較的わかりやすいが、２点目、「誰もが個性や能力を生かして自己実現を図ることができる豊かな人権文化を創造する」ということについては、「ここまで考えているのだ」ということはぜひ示していただきたい。それを教育にどのように反映させるのか、具体的には、例えばその後に出てきている１１ページのカッコ１のあたりの、「家庭、教育、地域、職場等における人権教育の取り組みに関する支援」のところで、いわゆる「人権侵害」を満たす恐れのあることに対応していこうというのは、ある意味先ほどの１点目の方だと思うが、もう一つの後半の方も若干下の方に出てきている印象を受けるが、このあたりまで含めての人権教育なのだ、という辺りをもう少しアクセントをかけて言った方が、せっかくここの基本理念に掲げたことが活きてくるのではないか。いわゆる公務員のところの教育にもおそらく反映するだろうが、「人権侵害はあってはないならないものである」という記述、それと同時に、「一人一人の生き方を実現していく」というレベルまでが実は「人権」というものの範囲であるということを、公務員の皆さんに意識してもらうことで、豊かな人権文化が生まれてくる。今の福祉を取り巻く、様々な、どちらかと言えばマイナスの方に向かっているような印象を大阪から撤回して、豊かなものを作っていくことが、実は人権の目的なのだということをメッセージとして、教育の中で入れていくことができるのではないかと考える。

◎会長

　11ページ、３の１、人権教育の推進という項立てのところで、二つの基本理念を踏まえて、ということを書かれているが、この二つの基本理念をもう一度インパクトのある形で示すことも必要という意見をいただいた。さらに、この中の二つ目の「誰もが個性を生かし」というところについては、もう少しインパクトがあるようにしたほうが良い言う思いを感じた。

○委員

　いわゆる今までの人権教育という意味では非常に出ていると思うが、その理論を反映した部分がどのように表現できるかというところがポイントと考えている。

●事務局

　二つの府政推進の基本理念、「差別のない社会の実現と」いう切り口での書きぶりというのは従来からその趣旨で書いている。ただしもう一つ、「誰もが個性や能力を生かして自己実現を図る豊かな人権文化」、こういう豊かな生き方をしていくという観点での記載が今のご指摘を受け、まだ表現が弱いことを実感したところ。

　そうした視点でどういった書きぶりが可能か、ご相談しながら深めていきたい。特に「人権侵害があってはならないものである」との意識、「差別はいけない」ということから、もう一歩踏み込み、もう一つの柱をきっちり打ち出すべきという、この審議会でのご意見を反映できるような形で検討を加えさせていただきたいと思う。

◎会長

　守るということだけでなく、「当たり前」の社会にしていくことが二つ目の視点だと浮き彫りにしてほしいという願いも込めてのご意見かと思う。ほかにご意見があれば。

○委員

　私は教育学、教育社会学とで、学校教育のことをずっと考えてきた人間だが、その上にこの文章を読み、学校教育が軽めに扱われていると感じた。意見としては二つある。５ページ、「これまでの取り組みと評価」という項目があるが、人権教育のための10年から始まり、国際的に、あるいは国内でどのような法律が制定されたかということが取り組みとして紹介されている。人権教育というと学校で主にするものという想定での意見になるが、2008年だったか、私も委員を務めたが、文科省が「人権教育の指導方法等に関する取りまとめ」という文章を出している。人権教育についての文章としては広く、西日本、大阪を中心に、その取りまとめの図式に従ってこの十数年、人権教育が学校教育の中では展開されてきたという事実があるので、そういう文章を確認してほしい。学校教育の中における人権教育ということを考えると、加味せねばならないのではないかと思うのが一点。それの関連で、学校教育の今後の方針、12ページに（２）の「教育の機会均等の確保」、第１段落の最後あたりに「大きな役割を担っている学校教育について今後ともその充実に向けた取り組みを推進します。」これはほぼその通りだが、やや具体性に欠けると思う。その下については、安心・安全に学べる、認め合うとか、集団生活を云々ということで、これは古い言葉で言うと集団作りみたいなもので、大阪が非常に大事にしてきたことが描かれている。学校教育における人権教育については、教育委員会の中でいろんな議論がなされて、教育振興計画の中期的な目標や、指針みたいなものがあると思う。既にそれらとのすり合わせはやっているかもしれないが、そこからもう少し具体レベルでの人権教育の目標を一点でも二点でも描くことができれば、この文章自体の具体性が増すかと思う。

◎会長

　大阪の人権教育の中で担ってきた、学校教育における人権教育は、大変全国的に見ても、大きな誇れるものであり、また、これをさらに進めていかないといけない、という認識も、間違いのない知見だと感じている。今、12ページについて具体性に欠けるという端的なご指摘をいただいたが、「学校がすべての子供にとって安心して安全に学ぶことができ」ということで言うと学校というくくりが、幼稚園からというのが法的な表現の学校教育になるので、どちらかというと今抜けている視点が、学校就学前の視点。幼児教育からの人権教育、つまり保育園、こども園、名称が様々膨らんでいるけれども、そこに関わる保育者というあたりも含めて、そういう人権教育の視点が必要になってくる。「学びの場」という言葉に対応すれば、学校教育という表現にされるというあたりが難しいところではあるが、今後研究を進めていくべきは、家庭教育、学校教育の間の家庭から学校教育の隙間にスポイルされている、いわゆる幼児教育という部分の表現がどこにも見当たらないところが、人権の視点では必要。切れ目のない支援、切れ目のない研修というところでは、０歳からというあたりが、表現に見られにくいところが他府県にもある。ぜひ委員の指摘を踏まえた形で重ねて、大阪の特徴として子供を大切にしていく、そしてその子供に関わる人たちの研修を充実させていく、という点を、どこかにそういう表現を明記する、あるいは、もう一方を含めた、学校教育の、人権教育の更なる充実など、具体性のところをしっかりと。府民意識調査があるのは学習の体験が学校教育であるというのは、辿っていけば、その府民は、大阪府の人権教育を受けた府民である。さらにそこを充実させていくというあたりも先ほど来からのご意見とも、決して齟齬はないのではないか。

●事務局

　学校教育との関係ということで、教育委員会、教育庁と連携、どういう書きぶりをするかという相談をしたい。教育委員会のほうでも人権教育基本方針や人権教育推進プランなどを持っている。それから、府で作っている関係を整理というか、どういう形ができるのか、調整したいと思う。会長がおっしゃったとおり、学習経験イコール学校現場の教育、というのも重要な部分なので調整する。

◎会長

　大阪府が学校教育をその中に包括しているという認識ですので、表現については「どこで教育されるか」ということではあるが、それを外してという表現にはならない、ということの認識だけは明確にさせてもらえたらと思う。

○委員

　６ページ。2019年に大阪府ではSOGIに関する理解増進に関する条例が制定されているので、そこを盛り込んでほしい。国の方ではまだSOGIに関しては法整備がされておらず、これからもされるかどうかわからない不透明な状況で、大阪府はこのことを既に条例にも取り入れている。なのでここは積極的に大阪府が行っている、という明記をする。13ページのところ、「多様性の理解増進に関する教育啓発の取り組みを進めます。」というふうに記述されているので、それの根拠になることも入れた方がいいのではないか。

●事務局

　性の多様性の条例と、ヘイトスピーチの解消条例もあるので、府の制定している条例もどこかで反映させるように考える。

○委員

　８ページのところ、現行の計画が「人権問題が背景となった生活困窮が進行」という表題を、「生活困窮（貧困）をめぐる人権課題が進行」に改定されていることは、非常に適切なこと。その次の、我が国の経済が停滞した状況を見せ始めており、新型コロナウイルスが世界中に蔓延したことでそれに拍車をかけている。それで余計に貧困が深刻になっている。「今後予測される」のではなく、現に生活貧困の広がりも迫っている。私達の日常の相談業務でも子供の貧困というのは深刻な状況になっている。特に外国から来た親と一緒についてきた子供たち、外国から来て日本で生まれた子供が、コロナの関係で、さらに貧困化しており、それこそ学校現場、学校教育のところまでアクセスできない、人権教育に触れることすらできなくなってしまう。そういう事態を何とか本当に食い止めなければいけないというのを、前面に出してもらえたら、と思う。本当に未来を担う若者層を蝕む深刻な人権課題であると、もう懸念どころか本番だという感じ。大阪は府政推進の基本理念からものすごく大事なことを掲げていて、一人一人かけがえのない存在だと。二つ目は誰もが個性を生かして自己実現ができる豊かな人権文化の創造、「豊かな人権文化の創造」と言っているのはものすごく素晴らしいことなので、これが本当に施策に反映され、施策に予算がつかないと、どれほど良い施策を考えても実現が難しいとは思う。「人権文化の創造」という基本理念が非常に素晴らしいので、今度はそこの内面を緊密にしていく、中を具体化していくことが非常に大切だと思う。

◎会長

　８ページの二つ目の丸、「生活困窮（貧困）をめぐる人権課題が進行」、修正案としてご意見いただいたのは、「我が国の経済は停滞した状況を見せ始め」という文の後に、「新型コロナウイルスが世界中に蔓延したことに伴い」が来て、生活困窮、貧困の広がりは、こういう形で指摘されている、というところで、一旦文章を切る。一つの人権をめぐる状況について次のことが言えます、といった文章として対応できるのではないか、という整理をさせていただいた。その後、文末、「人権課題となる懸念」どころか、人権課題となりつつあります、というところまでの認識として、「次のことが言えます」という、我々が考える実態把握、ここまで修正してもいいのではないかというご意見と承った。先ほどご指摘のあったふたつの基本方針の理念が、文章にも表現していただきたいというご意見かと思う。

　時間の関係のため、次の項目に移らせていただく。その他として、本審議会の委員の改選についてのご説明に移らせていただく。事務局どうぞ。

●事務局

　その他としまして、本審議会の委員の改選について、説明する。

　大阪府人権施策推進審議会規則第２条第３項により、委員の任期は２年となっており、皆様の任期は、令和４年１月31日までとなっている。

　次期委員については、令和４年２月１日から就任いただく予定としており現在、事務手続きを進めているところ。

　今期をもって退任される委員の皆様におかれては、在任中、大阪府人権施策の推進に貴重なご意見をいただき感謝申し上げる。

◎会長

　以上で本日の議題は全て終了した。事務局に司会をお返しする。委員の皆さま、貴重なご意見をいただきスムーズな進行へのご協力を感謝申し上げる。

●事務局

　本日は長時間のご審議に感謝申し上げる。特に計画については、様々な観点から貴重なご意見をいただいた。課題認識をあわせ、しっかりと良いものにしていきたい。また大阪府人権施策推進基本方針の変更については以前申し上げたように、大阪府人権尊重の社会づくり条例の規定により、本審議会の答申を添えて議会の意見を聞くということで、こちらは先週終了し、特段の修正意見がなかったので、今後、基本方針の変更手続きに入りたいと思っている。今日頂戴したご意見は、実際のところまたどういう形で反映するか、お伺いしたいと思う。委員の皆様には昨年７月の知事からの諮問以降、大変お忙しい中、各分野の専門的なご意見をいただき、本当にありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、一層の人権尊重の社会づくりを進めたいと思う。また善野会長をはじめ、今期で退任される委員の先生、本当にお世話になり、ありがとうございました。心からお礼を申し上げる。これからも引き続き、ご指導いただきたいと思っている。委員の皆さんのこれまでのご協力に重ねてお礼を申し上げ、閉会の言葉とさせていただく。本日はありがとうございました。善野会長、議事進行ありがとうございました。これをもって第４２回大阪府人権施策推進審議会を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。